

男女共同参画プランよっかいち 2015～2020【概要版】

第1章 プラン策定の趣旨と背景

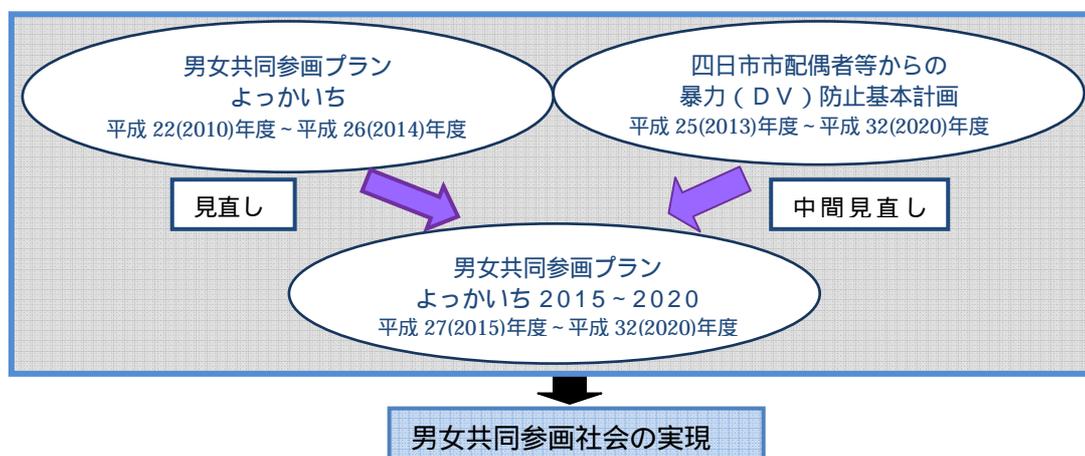
第1章では、四日市市での5年間の「男女共同参画」の進捗を点検し、現在の状況を整理するとともに、そこから見える課題を明らかにします。

1、プランの位置づけ

「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」、及び「四日市市男女共同参画推進条例」で定められた「男女共同参画に関する基本計画」に位置づけられるもの

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「市町村基本計画」に位置づけられるもの

上記、の二つの計画を一つにし、一つの方向性のもと進めることで、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを、総合的かつ計画的に推進する



2、プランの計画期間

平成 27 (2015) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 6 年間。

3、プランの策定の背景

(1)市民意識調査からみた四日市市の現状

まだまだ男女平等が進んでいるとはいえない状況

いまだ 3 割近い人が、固定的な役割分担意識をもっている状況

女性が役職につくことについては、条件付ではあるが「引き受ける(よう勤める)」人が若干増加

女性が仕事を持つことについて、『職業継続型』が増加

男女共同参画を推進するためには、子育てや介護を支える環境の整備が最も重要

四日市市男女共同参画センターを知っている人は 5 人に 1 人

配偶者から暴力などを受けた際の相談窓口を知らない人が約 1 割

(2)前プランの評価からみる課題

性別による固定的な役割分担意識の解消

あらゆる場への女性の参画

男性にも、男女とも幸せになるための施策であることを伝えること

相談体制の充実

推進体制の更なる充実

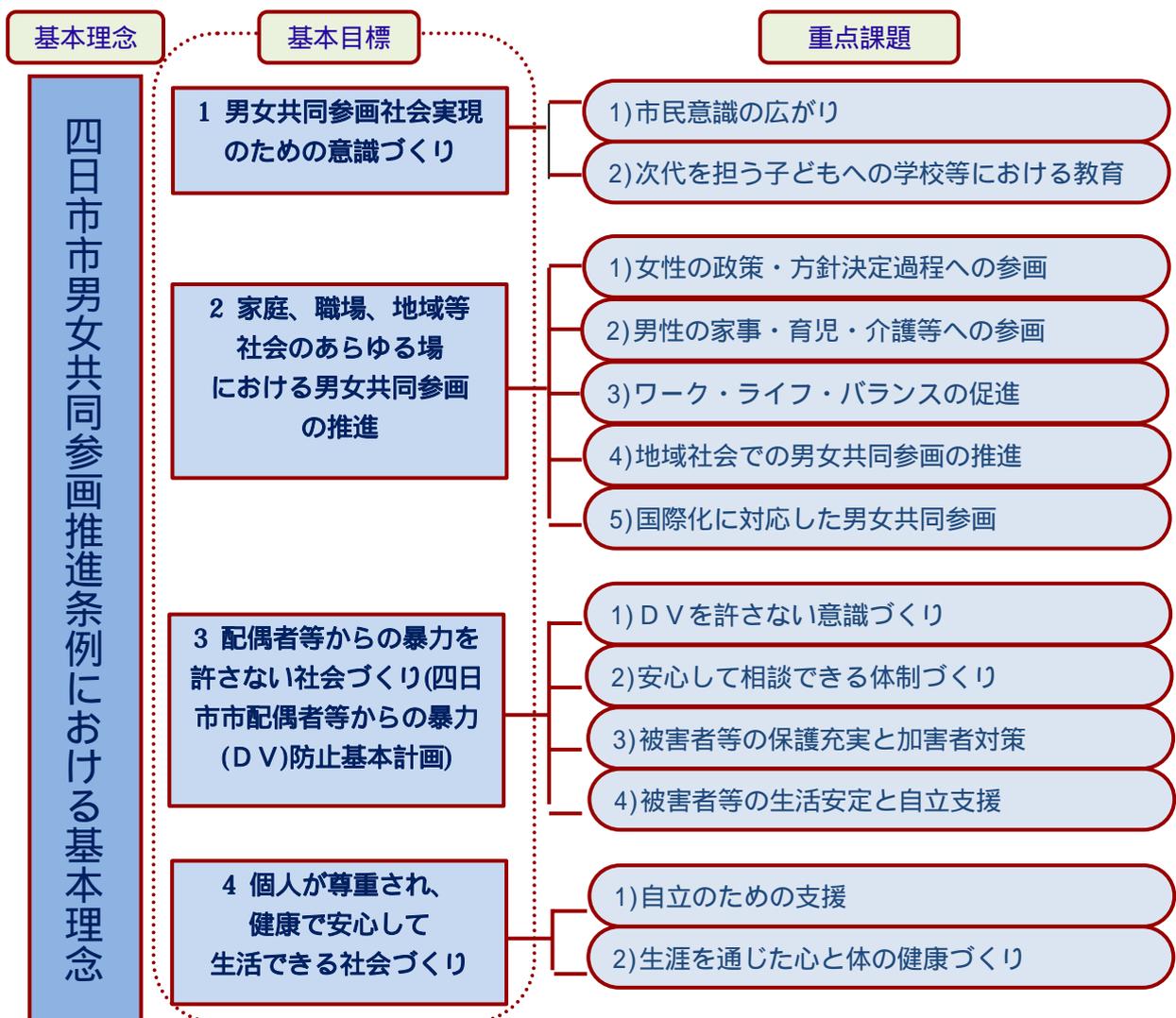
第2章 プランの基本的な考え方

第2章では、前章で明らかにした課題に対して、推進にあたっての重要な視点を整理し、基本目標及びプランを体系づけ、基本的な考え方をまとめます。

1、プラン推進にあたっての重要な視点

- 人権の尊重と男女共同参画意識の広がり
- 子どもにとっての男女共同参画
- 男性にとっての男女共同参画
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進
- 男女共同参画の視点を持った地域社会づくり
- 性別に起因するあらゆる暴力を許さない社会づくり
- 男女共同参画センターの機能向上

2、プランの体系



第3章 施策の推進と実施事業

第3章では、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき具体的施策について説明します。前述のプランの体系の重点課題ごとに「現状・課題」「施策の方向」を述べ、推進施策及び実施事業を担当部署とともに示します。また実施する施策の成果や達成の状況を把握しやすくするため、数値目標を設定します。

1、施策の方向

基本目標1 - 重点課題(1) 市民意識の広がり

、人権の尊重と男女共同参画意識の啓発と学習

性別による固定的役割分担意識の解消、性別に起因する差別・偏見をなくすため、あらゆる機会をとらえて、ジェンダーの視点、男女共同参画、またDVについてわかりやすく伝えていきます。

基本目標1 - 重点課題(2) 次代を担う子どもへの学校等における教育

、男女共同参画の視点に立った保育と学校教育を推進

子どもの発達段階に応じた内容で意識の育成を図るとともに、一人ひとりが性別にとらわれず、個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成できるようキャリア教育を一層推進します。

、若年層へのDV予防・人権教育

DVをはじめとするあらゆる暴力や、次の世代への連鎖を断ち切るためにも、若年層へのDV予防教育・人権教育の出前講座等を行っていきます。

基本目標2 - 重点課題(1) 女性の政策・方針決定過程への参画

、審議会等への女性登用を促進

審議会等や行政運営に男女の声や意見を均等に反映させるためには、女性をもっと積極的に登用する必要があります。男性、女性の様々な意思が反映できる審議会等及び行政の構成を目指します。

、民間企業や地域団体、市民活動団体等への女性登用・参画を促進

女性の意思の公正な反映のために、地域、政治、経済、教育、医療等の分野で女性の参画を進めていくことが重要です。民間企業や地域団体、市民活動団体等への女性登用・参画を促進します。

基本目標2 - 重点課題(2) 男性の家事・育児・介護等への参画

、家庭での男女の自立を促進

家事・育児・介護等への男性の参画を促すため、男性を対象とした学習機会の充実を図ります。また、市役所が率先して父親の子育て参画が行えるよう努めます。

基本目標2 - 重点課題(3) ワーク・ライフ・バランスの促進

、仕事等と家庭生活の両立を支援

保育サービスや子育て支援のニーズはますます多様化しています。子育てや介護の家庭生活と仕事や地域活動などとのバランスがとれた生活が送れるよう、サービスの提供や条件整備を進めます。

、男女の平等な就労環境の整備を促進

育児・介護休業法は改正されたものの、男性の育児休業取得率は増加していません。市内企業、事業所に対し、育児・介護休業制度の活用促進及びワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。

、女性の就労・再就職・起業へのチャレンジ支援

働きたい女性とそのライフスタイルにあった就労ができるよう、就労意欲や能力を向上させるための学習機会や情報の提供などの支援を関係機関との連携のもと進めます。

基本目標2 - 重点課題(4) 地域社会での男女共同参画の推進

、男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

さまざまな分野の地域活動に男女がともに参画することの必要性や意義をわかりやすく伝えていくとともに、男女がともに参画しやすい環境整備などに努めます。

基本目標 2 - 重点課題 (5) 国際化に対応した男女共同参画

、多文化共生における男女共同参画の推進

多様な文化や価値観への理解を深め、市民、地域、民間団体等と連携して、男女共同参画の視点に立った相互理解と共生を進める活動などに取り組み、より住みやすい地域づくりを進めます。

基本目標 3 - 重点課題 (1) DVを許さない意識づくり

、DV防止の啓発

性別に起因する差別・偏見やDVなどのあらゆる暴力を許さない社会づくりのため、あらゆる機会をとらえて、DV、ジェンダーの視点、男女共同参画について必要な情報を伝えていきます。

、若年層へのDV予防・人権教育(再掲)

子どもにかかわるすべての場面で、発達・学習の段階にあわせた内容で、男女共同参画の理念やジェンダーについて学ぶとともに、あらゆる暴力を許さない意識の啓発を行っていきます。

基本目標 3 - 重点課題 (2) 安心して相談できる体制づくり

、相談体制の充実

相談を行うことで、情報提供による解決、次の支援への移行、警察等の保護につながる事案等があります。男性からの相談への適切な対応のためにも、相談体制の充実と機能の強化を図ります。

、外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実

外国人、障害者等で必要な情報が届きにくい方々についてはコミュニケーション上の障壁をなくして情報収集・相談等ができるよう、通訳や翻訳資料などの体制の整備を進めます。

、相談員の資質向上と相談員に対する支援

相談員の資質向上と、相談員自身が問題を抱え込み、組織内や関係機関とのあいだで孤立してしまったり疲弊してしまうことがないように、組織として相談員を支援できる体制を強化します。

、苦情受付についての周知

DV被害者への支援において、当事者には苦情申し出ができることの周知を行うとともに、苦情申し出には適切かつ迅速に対応し、業務の改善、当事者などへの説明責任を果たしていきます。

基本目標 3 - 重点課題 (3) 被害者等の保護充実と加害者対策

、被害者の早期発見

DV被害者を発見しやすい立場にいる人に、DVに関する情報提供や相談窓口の周知等を行うとともに、日常の中でDVの兆候に気づき、具体的な行動を起こしやすい仕組みづくりを進めます。

、緊急時における被害者の安全確保

警察や県女性相談所、児童相談所、福祉事務所などと連携し、被害者の当面の安全を確保できる体制を強化します。また、市内の社会資源を活用し緊急時に一時避難できる体制を整えます。

、加害者対策

加害者更生のプログラム研究は開発途上にあります。効果的な対策を本市でも実践できるよう、情報の収集及び国、県等関係機関への働きかけを行うと共に、実施団体等の育成・支援に努めます。

基本目標 - 重点課題 (4) 被害者等の生活安定と自立支援

、生活安定と自立促進

DV被害者が安心して生活できる住宅の確保、就業に向けた支援、各種手当、医療保険、年金等、現在及び将来の生計の支えとなる各種の経済的支援策の活用等、制度利用の支援に努めます。

、当事者の子どもに対する支援

DV被害者に同伴する子どもの保育・就学等が安心して行われるよう、福祉、教育機関等との連携を強化し、また、子どもの心理的ケアの充実、養育環境の見守り等必要に応じた支援を行います。

、情報提供・管理の充実強化

被害者に関する情報が適切に取り扱われ、多数の手続きを円滑に行うことができるような体制づくり、また、被害者および同伴する子どもの安全確保のための情報管理を適正に行う仕組みの整備に努めます。

、長期に及ぶ継続的な支援

被害者が心身ともに安定した自立生活が送れるよう、特に精神的なサポートが継続的に実施できるような体制づくりに努めます。

基本目標 - 重点課題(1) 自立のための支援

、単身女性・ひとり親家庭等の生活上の困難に対する支援

自分のライフスタイルにあった働き方のために、また、様々な生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、就労支援のための講座開催や、自立生活に必要な情報の収集と提供を行います。

、自らの生き方を選択し自立するための支援

性別による固定的な役割分担意識などに根ざした構造的な問題を抱えた女性からの相談を十分に受けられるよう相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関と密な連携のもと支援を行います。

基本目標 - 重点課題(2) 生涯を通じた心と体の健康づくり

、生涯を通じた男女の健康づくり

一人ひとりが主体的に健康の管理や保持・増進ができるよう、生活習慣病予防や介護予防、健康診査や各種がん検診等、健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。

、思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくり

生涯を通じた女性の健康の保持・増進のため、各ライフステージに応じた正しい情報の提供や支援を行います。また、妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任について啓発を行います。

2、今後充実強化を進める項目

(1) 配偶者等からの暴力防止・相談体制を充実する

1. 若年層への男女平等教育・DV 予防教育を行う。
2. 男女共同参画センターの相談体制の充実と、DV 被害者の保護・きめ細かな継続支援を行う。

(2) 地域社会づくりへの男女共同参画を推進する

1. 防災の観点から行うセミナーを市内全域に広がるように働きかける。
2. 各地区で、女性のエンパワメントの講座企画や、地域団体に女性が参画できるための働きかけを行う。

(3) 男女共同参画の学習機会を提供する

1. 男性の家事参画や育児参画を促す講座を充実する。
2. 子ども向けのジェンダーについて正しく理解する講座を充実する。
3. 市民グループ(団体)との協働による講座開催などを充実する。

(4) 四日市市役所における男女共同参画を推進する

1. 市の審議会等の女性委員比率が改善されるように事前協議を徹底するとともに、女性職員の管理職登用についても一層取り組みを進める。
2. 育児休業取得該当職員に対して、所属長による面接ヒアリングを行うなど、市役所が率先して父親の子育て参画を進める。

第4章 プランの推進にあたって

1、推進体制

進捗状況の評価と公表

- ・毎年度報告書の作成、公表
- ・男女共同参画審議会と庁内調整会議にて検証
- ・評価結果は翌年度の事業計画に反映し、プランの見直し時にも反映する

庁内推進体制の充実

- ・男女共同参画推進庁内調整会議を開催し、全庁的に男女共同参画施策を推進
- ・本市職員すべてが男女共同参画意識を、男女共同参画を推進するのはすべての職員の役割であることの認識を持たせるための研修・啓発を実施

男女共同参画推進に向けた協働・連携

- ・市民及び事業者、市民団体との協働のもと取り組みを進める
- ・国や県、関係機関等との連携を図る
- ・DV被害者の保護や支援についても、県や警察、関係機関等と連携を図りつつ、被害者の安全を確保し、自立に向けた支援を行っていく

【目標指標一覧】

基本目標	重点課題	項目	H25実績値	H32目標値
1	(1)	さんかくカレッジ講座参加者のうち、男女共同参画を理解した人の割合（理解した人／アンケート数）	67%	80%
	(2)	男女平等教育の出前講座開催数	66回	90回
2	(1)	審議会等の女性委員比率（6 / 1 現在）	32.2%	40%以上 60%以下
		市の管理職（課長級以上）の女性割合	16.6%	25%
	(2)	市職員における男性の育児休業取得人数（累計）	5人 (H20~H25)	12人 (H27~H32)
	(3)	男女がいきいきと働き続けられる企業表彰の数（累計）	6社	15社
	(4)	男女共同参画の視点を取り入れた防災とまちづくりの講座の実施（目標年度：平成29年度）	4/24 地区	24/24 地区
(5)	ふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等参加人数	548人	600人	
3	(1)	DV防止講演会の参加者数	34人	100人
	(2)	婦人相談員の外部研修派遣回数	23回	36回
	(3)	四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催数（部会、研修会、ケース検討会議等含む）	100回	120回
	(4)	自己尊重講座（被害者支援のための講座）の受講者数（累計）	54人 (H24~H25)	180人 (H27~H32)
4	(1)	就労支援のための講座受講者数	135人	150人
	(2)	子宮頸がん検診受診率	36.0%	45.0%